

林業事業体の経営基盤強化及び雇用管理改善のための計画認定要領(京都府)

- ◆H9. 4. 22 付け 9 林第 295 号により制定
- ◆H23. 4. 26 国運用改正により、H23. 8. 19 付け 3 林第 394 号により要領等一部改正
- ◆R4. 12. 26 国運用改正により、R6. 4. 10 付け 6 林第 228 号により要領等一部改正
- ◆R6. 8. 29 国運用改正により、R6. 9. 12 付け 6 林第 527 号により要領一部改正

(趣旨)

第1条 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号、以下「法」という。)第5条に規定する改善措置についての計画(以下、「改善計画」という。)を事業主が作成し、その認定を受けようとする場合の手続き等については、法、同法施行令(平成8年政令第153号)、同法施行規則(平成8年農林水産省・労働省第1号)、林業労働力の確保の促進に関する法律の施行について(平成8年5月24日付け8林野組第120号・労働省発職第141号、以下「次官通達」という。)、林業労働力の確保の促進に関する法律の運用について(平成8年5月24日8林野組第121号、職発第370号林野庁長官・労働省職業安定局長通知、以下「運用」という。)及び京都府林業労働力の確保の促進に関する基本計画(平成9年3月、以下「府基本計画」という。)に定めるところによるほか、この要領に定めるところによる。

(作成主体)

第2条 改善計画を作成することができるものは、次のとおりとする。

- (1) 単独の林業事業主
- (2) 複数の林業事業主の共同
- (3) 単独の林業事業主と公益財団法人京都府林業労働 支援センター(以下、「支援センター」という。)の共同
- (4) 複数の林業事業主と支援センターの共同

2 共同して改善計画を作成する場合には、共同して作成する改善計画と個別の事業主の改善計画の双方について、知事の認定を受けるものとする。

3 「府基本計画」においては、林業労働力の確保の取組を一層推進する観点から、新たに造林等の事業を行う会社を興し、又は他業種から林業に参入するため、林業労働者を雇用する事業主についても弾力的に対応することとしている。この場合、林業の実績が1年未満の事業主が改善計画の認定を申請するに当たっては、支援センターとの共同改善計画を作成するものとする。

(記載内容)

第3条 改善計画には、下記の内容を記載するものとする。

なお、改善計画は、事業主の経営全体に着目した制度であるので、当該事業主の経営全体について作成するものとし、当該事業主が林業以外の事業を営む場合においては、林業以外の事業についても、記載するものとする。

従って、その経営に係る事業所が複数所在する場合、同一の改善計画を作成することを原則とする。

ただし、林業以外の事業を併せ営む事業主にあつて、林業と林業以外の事業とにおいて、雇用管理及び事業の実施に係る責務が明確に分かれている場合には、林業以外の事業を改善計画に記載する必要はなく、また、林業以外の事業のみを行っている事業所については改善計画を作成する必要がない。

- (1) 改善措置の目標
- (2) 改善措置の内容
- (3) 改善措置の実施時期
- (4) 改善措置を実施するための必要な資金の額及びその調達方法
- (5) 法に基づく委託募集を実施する場合は、当該募集に係る労働条件その他の募集の内容

(計画期間)

第4条 改善計画の計画期間は4年超え、かつ、5年を超えない期間とする。

(認定の申請)

第5条 事業主が単独で行う改善計画の認定の申請は、別紙様式1及び別紙様式2のそれぞれ1部及びそれらの写し各3部に所要の添付書類を添えて、当該改善計画の対象となる事業所の所在地を管轄する広域振興局（京都市、向日市、長岡京市、大山崎町にあつては、京都林務事務所。以下「広域振興局等」という。）の長に提出して行うものとする。

なお、改善計画の策定に当たっては、当該改善計画の対象となる事業所の所在地を管轄する広域振興局等の助言等が得られるものとする。

- 2 共同改善計画の認定の申請は、別紙様式3、別紙様式4及び別紙様式2のそれぞれ1部及びそれらの写し各3部に所要の添付書類を添えて、当該改善計画の対象となる事業所の所在地を管轄する広域振興局等の長に提出して行うものとする。
- 3 当該改善計画の認定の申請をしようとする事業主等は、別紙2「申請書チェック表」により事業主要件、事業内容、添付書類の確認をし、チェック済の別紙2を添えて広域振興局等の長に提出するものとする。
- 4 前項の提出を受けた広域振興局等の長は、別紙3の認定基準適合審査表を作成し、知事に副申する。

(計画の認定)

第6条 知事は、改善計画が別紙1の認定基準に照らし適正であると判断される場合には、計画が適当である趣旨の認定をするものとする。

2 改善計画を認定したときは、別紙様式5により申請者に、また別紙様式6により支援センター及び近畿中国森林管理局に通知するものとする。

(改善計画の変更)

第7条 認定に係る改善計画（以下、「認定計画」という。）の変更を申請しようとする事業主（認定に係る共同改善計画にあつては、支援センターを含む。）は、別紙様式7に変更する事項を記載し、当該申請書1部及びその写し3部を当該改善計画の対象となる事業所の所在地を管轄する広域振興局等の長に提出して行うものとする。

2 前項の変更の申請は、次の各号に掲げる場合とし、その他の認定計画の軽微な変更については、別紙様式8の届出書の受理をもって変更の認定に代えることができるものとする。

(1) 改善措置の目標を変更する場合（ただし、事業規模の拡大及び労働生産性の向上に係る改善措置の当該事業年度（会計処理上、暦年を採用している事業主の場合には、暦年とする。）の改善措置の計画量に対する3割を超えない範囲の事業実行に伴う増減については、この限りではない。）

(2) 改善措置の項目を追加又は廃止する場合

(3) 共同改善計画に参加する事業主の数が増加又は減少する場合

(4) 改善計画の実施期間を変更する場合

(5) 改善計画の実施時期を変更する場合（ただし、事業年度を超えない範囲内の改善措置の実施時期の変更については、この限りではない。）

(6) 改善措置の実施に係る資金計画について、「改善計画認定申請書」の内訳ごとの設備投資額が概ね3割を超えて変更する場合

(改善計画の変更の認定)

第8条 知事は、認定計画の変更を認定する場合は、第6条の計画の認定の例による。

この場合、申請者に対しては、別紙様式9により、支援センター及び近畿中国森林管理局に対しては別紙様式10により、通知するものとする。

(改善計画の取消)

第9条 知事は、認定計画（第7条による変更認定計画を含む。以下この条について同じ。）の実施に遅滞があると認められる場合には、認定事業主に対し、当該認定

計画に従って円滑な実施が行われるよう指導するほか、必要に応じ、認定計画の変更を指導するものとする。

- 2 知事は、改善措置実施状況報告等により、認定事業主が当該計画に基づく改善措置を履行する意欲を有しないと認められる場合など認定計画の実施に著しい支障が生じて改善措置を実施する見込みがなくなると認められる場合、又は当該認定計画が法令及び別紙2の認定基準を満たさなくなると認められる場合には、当該認定計画の認定を取り消すことができるものとする。
- 3 知事は、認定を取り消す場合は、当該事業主に対しては、別紙様式11により、支援センター及び近畿中国森林管理局に対しては、別紙様式12により通知するものとする。

(改善措置の実施状況等報告等)

第10条 認定事業主は、毎事業年度の改善措置の実施状況について、別紙様式13により、当該報告に係る事業年度の終了後3月を超えない日までに、支援センターに報告するものとする。

- 2 認定事業主は、認定計画の実施期間が終了したときは、遅滞なく、改善措置の実施結果について、別紙様式14により、支援センターに報告するものとする。
- 3 支援センターは、認定事業主等に対して第1項及び第2項の報告をするよう指導するとともに、取りまとめて知事に報告するものとする。

特に第1項の報告は、知事が認定計画の実施に遅滞があるかどうかを把握し、当該認定計画に係る改善措置の的確な実施が行われるよう指導及び助言を行うために必要な資料であることを周知するものとする。

- 4 第2条第3項により作成・認定された共同改善計画については、知事が1年後のその取組状況を確認する。